

官民データ活用推進基本条例に関する基礎用語

用語	解説
官民データ	電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの。
オープンデータ	一般的には、データは誰もが制限なしにアクセス、再利用、そして再配布できるように、利用可能にすべきであるという概念のことであるが、本条例においては、公的機関が保有するデータを、民間が編集・加工等をしやすい形で、インターネットで公開することを意味する。
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。
人工知能（AI）	Artificial Intelligence（人工知能）の略である。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらしを人工的に実現するための技術。
クラウド（サービス）	インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンタに蓄積されたコンピュータ資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供すること。
インターネット・オブ・シングス（IoT）	Internet of Things（モノのインターネット）の略である。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。
匿名加工情報（非識別加工情報）	特定の個人を識別することができないように個人情報加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものこと。 匿名加工情報は、個人情報に関するルールは適用されず、加工基準に従った加工その他の一定のルールのもと、本人の同意を得ることなく自由に利活用することができる。これにより、新事業や新サービスの創出や、国民生活の利便性の向上に寄与することが期待される。